

環境省及び関係団体による主な公募型技術評価・実証事業一覧

事業・制度名	環境技術実証モデル事業	地下水複合汚染浄化汎用装置開発普及等調査	低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査	ダイオキシン類汚染土壌浄化技術等確立調査	脱臭技術適正評価調査
対象技術	・先進的な環境技術全般 ・但し、右に示す分野など、環境省及び他省庁により実証事業が行われている分野は除外する	・中小企業者のための簡易で経済的な地下水浄化対策技術 ・現在までに浄化実績のある技術	・汚染された土壌の調査又は汚染の除去等の措置に係る技術 ・既存の公定法、類似又は同種技術に対して「低コスト・低負荷」である技術 ・適用実績がある技術等を優先して採用	・ダイオキシン類に汚染された土壌を、安全性及び確実性を確保しつつ、低コストに浄化できる技術(分解技術、分離・抽出技術)	・中小規模事業場を対象とした脱臭技術(低コスト、省スペース、メンテナンスが容易な技術) ・現場での適用事例があるか、無い場合でも適用可能な段階まで十分に検討されている技術
実施主体	総合環境政策局環境研究技術室	水環境部地下水・地盤環境室	水環境部土壌環境課	水環境部土壌環境課	環境管理局大気生活環境室
創設の背景・目的	・環境技術については、有用と思われる技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、自治体や消費者などのエンドユーザーが安心して使用することができないことから、普及が進まない場合がある。 ・本事業では既に適用可能な段階にありながら普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に行う。	・地下水浄化対策は多額の費用を要することから、中小事業者による浄化対策は進みにくい状況。 ・これら中小事業者等においても地下水浄化対策が推進されるよう、簡易で経済的な地下水浄化技術の普及・促進を図る。	・土壌汚染の調査・対策にかなりの費用と時間を要する場面が多い状況。 ・土壌汚染対策法の施行により、土壌汚染判明事例の急増が見込まれる。 ・無理なく速やかに汚染の除去等の措置が講じられるよう、低コスト・低負荷型の調査対策技術を実用化して普及させることが必要不可欠。 ・本調査では実用段階にある低コスト・低負荷型の技術を公募・選定し、現場実証試験等を行い、知識の普及と土壌汚染対策の推進を図る。	・ダイオキシン類による土壌汚染への対策を円滑に実施するには、処理の効果等について技術評価がなされた技術を用いることが不可欠。 ・安全性、確実性を確保しつつ、低コスト化を図り、対策を推進するため、実証調査を実施し、評価を行い、実用に即した技術の普及促進を図る。	・中小規模事業場に対する悪臭苦情が増加しているが、中小規模事業場が導入可能な低コストで小型の脱臭技術の開発及び普及は十分でないのが現状。 ・低コストで省スペース、かつメンテナンスも容易な脱臭技術に関し、統一的基準から整理した情報を提供することで、ユーザー側の技術選択を容易にするとともに、メーカー側の技術開発・改善を促進する。
評価手法	・アンケート調査等をもとに、有識者からなる検討会において対象技術分野を決定したのち、それぞれの技術分野の実証を実施する機関(主に地方自治体環境部局)より技術を公募・選定。 ・実証機関(地方自治体環境部局等)が具体的な技術を公募・選定し、実証を行い、報告書を取りまとめて環境省に報告。	・技術を公募し、有識者からなる検討会において書類選考、ヒアリングを実施し、対象技術を選定。 ・選定した技術の現場実証試験等を実施。	・実績等をもとに応募機関自ら行った評価結果等に基づき、書類選考、ヒアリング及び検討会の検討を経て、対象技術を選定。 ・選定した技術について、評価を行うために必要な事項について現場実証試験等を実施。 ・実証試験の結果等を踏まえ、検討会において各技術の総合的な評価等を実施。	・技術を公募し、有識者からなる検討会において書類選考、ヒアリングを実施し、対象技術を選定。 ・選定した技術の現場実証試験等を実施。	・技術を公募し、書類選考、ヒアリングを経て学識経験者からなる評価検討会で検討。脱臭性能を調べるための実測調査を実施。選考技術に関する技術評価書を作成。
1技術当たりの実施期間	原則単年度 ・対象技術分野によっては複数年度にわたる実証も排除しない。	原則単年度	原則単年度 ・複数年も可能だが、毎年度末に評価し、打ち切りの可能性もある。	原則単年度	1年
費用負担(環境省の負担割合・額)	柔軟に対応	環境省の負担額は、1実証試験あたり4百万円が上限	1実証試験当たり2千万円が上限	柔軟に対応	環境省の負担額は、1実測調査あたり10万円が上限
結果公表方法	HP等により公表予定	HP等により公表予定	HP等により公表	検討中	HP、専門誌により公表 ・応募企業等への評価報告書の送付 ・地方公共団体等へのPR版の配付
評価技術数	平成15年度 3分野(件数未定)	平成14年度 3件	平成15年度 7件	平成15年度 2件	平成14年度 20件
実施期間	平成15年度～平成19年度	平成12年度～平成15年度	平成14年度～平成16年度	平成15年度～平成19年度	平成14年度～
予算額(15年度)	2億5千万円	約1千万円	他事業と併せて約3億2千万円	2億6千万円	約1千万円
予算額(16年度)	2億5千万円	事業終了	他事業と併せて約3億4千万円	2億6千万円	他事業と併せて約1千8百万円

事業・制度名	次世代廃棄物処理技術基盤整備事業	廃棄物処理技術検証事業	廃棄物処理技術検証・確認事業	廃棄物処理技術開発支援事業	地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)
対象技術	循環型社会の推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業により実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れた技術 廃棄物適正処理技術(廃棄物処理施設、最終処分場、不適正処理監視・修復関連技術) 廃棄物リサイクル技術(有機性廃棄物、容器包装、廃家電、廃自動車、建設系廃棄物等のリサイクル技術) 循環型設計・生産技術(リデュース・リサイクル・リユースに係る循環利用設計・建設・生産技術)	・ごみ処理、し尿・汚泥処理、最終処分等に係る技術 ・国内で採用実績がないか又は採用実績が少ない施設、設備・装置	・廃棄物処理施設整備費補助金の対象とされていない技術	・新たに開発する廃棄物処理技術	エネルギー起源二酸化炭素の排出につながる技術であって、早期に、かつ、広く普及が見込まれる基盤的な温暖化対策技術。
実施主体	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	(財)日本環境衛生センター	(社)全国都市清掃会議	(財)廃棄物研究財団	地球環境局地球温暖化対策課
創設の背景・目的	循環型社会の形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する次世代の廃棄物処理技術に関する基盤を整備することにより、当該廃棄物処理技術の導入を促進し、廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的とする。	民間企業等が開発した廃棄物に係る技術について技術内容、関係諸法令等や性能指標等への適合性、試験運転の結果などについて検証を行い、その結果を信頼のおける正確な情報として、電子メディア等を通じて広く一般に技術情報として公表することにより廃棄物処理技術の開発や普及の促進を図っていく。	廃棄物処理施設国庫補助金交付の対象事業として採択されていない技術に対し、実証施設又は実用施設の試験運転結果等の検証・確認を行い、地方公共団体に技術情報を提供する。	実証試験段階の技術に対し、実証試験の実施方法、データ等の整理の仕方、考え方等について指導助言することにより、民間企業等の技術開発を促進し、優れた新技術の普及を図る。	更なる温室効果ガスの削減のためには、既存の対策技術に加え、新たな技術の開発・実用化・導入普及を進めていくことが不可欠である。そのため、早期に、かつ、広く普及が見込まれる基盤的な温暖化対策技術について技術開発を行うもの。
評価手法	・技術開発課題を公募 ・専門家による審査委員会で事前評価され、環境大臣が採択を決定 ・事前評価は、技術的必要性、社会的必要性、計画の妥当性、技術的能力、実現可能性、汎用性・経済効率性を評価 ・採択された技術の開発者が、技術開発・実証を行い、成果を「技術開発報告書」に取りまとめる。	・書類審査、現地での運転確認、報告書作成のため検証委員会を設置	・書類審査、試験運転への立会い、報告書作成のため、技術委員会を設置。	・実証試験の助言及び検証、報告書作成のため専門委員会を設置。	・専門家による第三者評価委員会により審査する。
1技術当たりの実施期間	・1年	通常、約半年	約半年	1年	原則3年以内。
費用負担(環境省の負担割合・額)	事業費の2分の1以下で、1億円以下の補助金を環境省から交付	有料(400~600万円)	有料(500万円)	有料(500万円)	環境省との間で委託契約
結果公表方法	・環境省のHPによる公表、一般公開の発表会での報告	電子メディア等	機関誌等で公開するとともに地方公共団体に対し情報提供	機関誌等により公表	未定
評価技術数	平成15年度 18件	現在まで4件	現在まで9件	現在まで9件	69(16年度)
実施期間	平成11年度~	平成12年度~	平成11年度~	平成11年度~	平成16年度~
予算額(15年度)	約4億円				
概算要求額(16年度)	他事業と併せて約17億円				16.34億円